

町田市地域防災計画 2016 年度修正の概要について

町田市地域防災計画につきましては、各種法改正等や既存の対策を充実させたことを踏まえ、下記をポイントに修正を進め、本年2月の防災会議において承認を得ることができました。新しい計画は、4月の公表を予定しております。

1. 既存の対策の増強

(1) 町田市事業継続計画(2015年度修正)を受けた所掌事務の見直し

【第3章第1節 応急活動体制の確立】

昨年度修正した町田市事業継続計画（地震編）において、発災後に必要となる業務の量と各対策部の参集人員を比較し、過不足を算出しました。その結果、特に発災後4日目以降の福祉対策部（地域福祉部）の業務については、近年要配慮者対策等の専門性の高い業務が増加傾向にあり、他部と比較しても著しい人員不足が見込まれることが明らかとなりました。そこで下記の通り所掌事務の見直しを行い、人員のアンバランスの解消を図りました。

① 物資集積所の開設・運営業務の移管（福祉対策部→経済観光対策部）

総合体育館に設置予定の物資集積所の開設・運営について、必要人員等を総合的に勘案し、福祉対策部から経済観光対策部に業務を移管しました。

② 避難施設の運営業務について、応援班を増設（学校教育対策部）

避難施設の運営を避難施設指定職員から引き継ぐ4日目以降の業務について、中心となる福祉対策部以外にも、既に一部の対策部（子ども生活・文化スポーツ振興・生涯学習）に応援を位置付けているところですが、なお不足する人員をカバーするため、新たに学校教育対策部に同様の業務を位置づけました。

(2) 帰宅困難者対策の充実

【第3章第11節 帰宅困難者対策】

町田駅周辺の一時的滞在施設について、下記の通り施設を拡充しました。施設を所管する対策部においては、地域防災計画上の活動内容に開設・運営時の担当について既に記載があったところですが、新たな施設の指定に伴い、当該対策部の所掌事務に改めて明記しました。また、昨年10月に発足した町田駅周辺帰宅困難者対策協議会について記載しました。

公共施設	
・町田市民ホール	・町田市生涯学習センター
・町田市民フォーラム	・町田市文化交流センター
(新)町田市立中央図書館	(新)町田市民文学館
(新)健康福祉会館	(新)子どもセンターまあち
民間施設	
(新)ホテルラポール千寿閣	(新)パストリアルソングラントホテル東京町田
(新)河合塾町田校	(新)メガロス町田
(新)町田ボウリングセンター	

2. 法改正等への対応

(1) 土砂災害防止法の改正を受けた修正

【第4章第12節 避難対策】

土砂災害防止法について、法改正された項目及び新たな市の取り組みについて、下記の通り修正しました。

① 土砂災害に係る避難勧告等の解除に関する助言について記載

市が土砂災害に係る避難勧告等を解除する際、国土交通大臣（地方整備局）等に対し助言を求めることができる旨を記載しました。

② 風水害時の避難施設について記載

土砂災害により避難施設が使用できない可能性のある地域における、代替施設確保等の避難対策について記載しました（小山田地区において、地域の集会施設である「大善倶楽部」を代替施設として位置づけました）。

(2) 災害対策基本法の改正を受けた修正

【第3章第15節 緊急輸送対策】

【第3章第19節 災害時の環境・衛生対策】

【第3章第20節 災害時の建物対策】

【第4章第12節 避難対策】

災害対策基本法について、法改正された項目に合わせ、下記の通り修正しました。

① 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策について記載

災害時の緊急車両通行のための放置自動車等の移動に際し、必要な道路区間の指定、運転者等への移動命令又は道路管理者による移動、及び移動場所としての土地の一時使用等について記載しました。

② 災害廃棄物の処理について記載

災害廃棄物の処理方法について、市単独での処理が困難な場合の都への協力要請について記載しました。また、環境大臣により災害廃棄物特例地域に指定された場合の、国への処理の代行依頼について記載しました。

③ 避難準備情報等の名称変更について記載

国による避難勧告等に関するガイドラインの改定を受け、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」とする変更等を踏まえた記載としました。

3. 都市復興手順の具体化

【第10章第3節 災害復興対策】

昨年3月に策定された町田市都市復興マニュアルの内容を取り入れ、復興体制の確立、建築制限の実施等、都市復興の手順について具体的に記述しました。

4. その他の修正

(1) 道路環境の整備

【第2章第2節 災害に強いまちづくり】

道路整備により延焼遮断帯としての働きや物資輸送力の増強などの防災・減災効果が期待される路線について、第2章（災害予防計画）に新たに記載しました。また、資料編に具体的な路線名を記載することとしました。

(2) 鶴間公園の防災機能

【第2章第2節 災害に強いまちづくり】

南町田駅周辺地区の拠点整備の推進に伴い、鶴間公園を拡大する区域についても避難広場としての要件を満たすように整備していくことを規定しました。

(3) 町田市の組織改正に伴う表記の修正

【全体】

2017年度以降、防災安全部の新設をはじめとした町田市の組織改正が行われることに伴い、計画内の表記を修正しました。